

# 木部小学校いじめ防止基本方針

## 1. 学校教育目標より

学校教育目標	「ふるさとを愛し、心豊かでたくましい木部っ子の育成」		
目指す児童像	伝え合う子	支え合う子	たくましい子

「学校教育目標」・「めざす児童像の育成」の実現に向けて取り組みながら、いじめは絶対に許さないという学校・学級の雰囲気をつくり、いじめのない学校をめざす。

## 2. いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、いじめとは、「児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

この定義に基づき、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを重く受け止め児童を守る立場から事実関係を確かめ、「いじめ」にあたる行為を受けたかどうかの判断をし、対応を図る。

## 3. いじめ防止のための組織…いじめ対策委員会（生徒指導職員会議）

校長・教頭・生徒指導主任・特別支援教育コーディネーター・担任・養護教諭

## 3. 具体的な取り組み

### (1) いじめの未然防止

- ・いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての教職員で取り組む。
- ・めざす児童像の実現を図り、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、集団づくり・授業づくりに取り組む。
- ・いじめの特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについての研修を行う。
- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・いろいろな考え方や立場の方との触れ合いを通して感性を磨くとともに、コミュニケーション力を高める。
- ・みんなのためになることに自主的に取り組む経験を通して自己有用感を育てる。
- ・人権教育や道徳教育の充実をはじめとした心の教育に取り組み、児童一人ひとりの人権感覚を養う。
- ・児童自身がいじめの問題について学び、問題を主体的に考え、解決するように取り組む。
- ・特に配慮が必要な児童については、日常的に児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に実施する。

## (2) いじめの早期発見のための措置

- ・「いじめ」にあたる行為の判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童の立場に立って行う。
- ・いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われているという認識を持っており、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く持つ。
- ・定期的な生活アンケートや教育相談週間のほかに、日頃から相談しやすい雰囲気を作り、早期発見に努める。
- ・日常観察や日常の会話などからも情報をつかむ。
- ・相談体制を整備すると共に、児童や保護者に周知する。

## (3) いじめに対する措置

- ・発見した場合は直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
- ・遊びや悪ふざけと言っている場合でも、いじめと疑われる場合は、その場でその行為をとめる。
- ・発見や通報があった場合は、直ちに事実確認を行う。
- ・いじめられた児童や知らせてきた児童の安全を確保すると共に、児童や保護者への対応を確実に行う。
- ・いじめた児童への指導と保護者への助言を行う。
- ・いじめを傍観することのないよう、いじめを見ていた集団に対しても指導を行い、自分たちのこととして考えさせる。
- ・ネット上のいじめへの対応として、定期的に現状を調査・把握するとともに情報モラル教育を進めていく。
- ・必要があればいじめた児童に対し、懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置をとる。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには津和野警察署との連携を図る。

## (4) その他の留意事項

- ・校長を中心に全教職員による協力体制を作る。
- ・校内研修の充実を図る。
- ・教職員が児童と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務の効率化を図る。
- ・学校評価における留意事項を設け、必要であれば、津和野町教育委員会に指導助言を受ける。
- ・必要な際は、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーに支援を要請する。
- ・すべての年齢層を対象に地域や保護者との連携を図り、いじめ問題の重要性についての認識を広めたり、解決のために共に取り組んだりする。(枠内参照)

学校評議員会・PTA 総会・学級懇談・個人懇談・各種アンケートなどを利用し、地域や保護者・児童の願いや思いを酌み取り、いじめ防止の活動に生かす

- ・重大事態が起きた際は、「いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはない」と考え、重大事態に対処すると共に、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及び保護者に対し、できるだけ速やかに必要な情報を適切に提供する。また、津和野町教育委員会を通して津和野町の長に報告する。
- ・重大事態が起きた際は、関係諸団体にも協力を要請し、外部を含めた「いじめ対策委員会」を組織する。

### 【協力要請先として考えられる組織等】

津和野町教育委員会・津和野警察署・益田児童相談所・社会福祉事務所・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等

[年間計画]

月	内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ防止基本方針」、「いじめ対応マニュアル」について、全職員で共通理解する。</li> <li>・学校だよりの発行(月末、全家庭配布)</li> <li>・生徒指導職員会議(各学級の実態把握・対応の検討)</li> <li>・校外での児童の実態把握(PTA 総会)・学級懇談</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケート実施</li> <li>・学校運営協議会</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートQ-Uの実施</li> <li>・生徒指導職員会議(各学級の実態把握・対応の検討)</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人懇談</li> <li>・学校評価児童アンケートの実施</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修(アンケートQ-U分析:結果にもとづいた対応策検討、事例研修など)</li> </ul>
9	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケート実施</li> <li>・人権・同和教育参観日(性に関する指導参観日と隔年)</li> <li>・人権標語づくり ・学校運営協議会</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おしゃべりタイム(教職員による教育相談の実施)</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価児童アンケートの実施</li> <li>・アンケートQ-Uの実施</li> <li>・人権週間の取組</li> <li>・個人懇談</li> <li>・職員研修(アンケートQ-U分析:結果にもとづいた対応策検討、事例研修など)</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケート実施</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級懇談</li> <li>・おしゃべりタイム(教職員による教育相談の実施)</li> <li>・学校運営協議会</li> </ul>
3	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月に1回程度、希望者を中心にSCとの懇談を行う。</li> <li>・学期に1回生徒指導職員会議(各学級の実態把握・対応の検討)を行う。</li> <li>・適宜、ケース会議を行う</li> </ul>